

2025年度ミールカードをご利用のみなさまへ

ミールカードご利用にあたって

1. ミールカードの理念

- ミールカードは、保護者の皆様の「毎日きちんと食事しているだろうか」「栄養バランスの良い食事をしてほしい」という不安や心配から誕生した食生活支援システムです。
- 大学生活で一番に削られる「食費」を確保し、学生の自立のための食生活の自己管理を支援します。

2. 利用上のルール

○ミールカードのご利用範囲

- ①ピーチカフェテリア2F・3F、4Fレストラン、マスカットカフェテリア2F・3F、ピオーネカフェテリア、カフェテリアバンビ、喫茶indentで提供する全メニュー
- ②ショップ及び出張販売で提供している「生協で作製したお弁当」
※ショップで「生協で作製したお弁当」以外の食品や飲料等には利用できません。

○ミールカード(学生証)を不携帯、紛失・破損により使用ができない場合

現金でお支払いいただきます。『当日・翌日以降に関わらず、あとからミールカードを持ってきて、精算のやり直し』は一切できません。

○購入の制限について

極端に偏った食生活は健康とならないように、下記の商品について、購入を制限します。

①デザート類の利用について

1回の利用につき、1つまでの利用とさせていただきます。

※デザート類には、食堂や喫茶で提供している「個包装のシュークリーム類」、「ケーキ類」、「小鉢のデザート」、「ケーキ類」、「ドーナツ」、「おはぎなどの和菓子」、「パフェ」、「ソフトクリーム」が含まれます。

②牛乳・コーヒー牛乳の利用について

1回の利用につき、牛乳・コーヒー牛乳合わせて3本までの利用とさせていただきます。

○おごりの禁止

利用者本人の食事を守るためのものです。ミールカードご利用者本人以外の方の食事の支払い(おごり)、ミールカードの貸し借りは不正行為です。

おごり等の不正行為が発覚した場合、以下のように対応させていただきます。

- ①不正利用者のお名前、組合員番号、電話番号等を控えさせていただきます。
- ②ミールカードの利用を直近の平日「火、水、木」の3日間停止します。

学生証(ミールカード)を紛失・破損した場合

学生証の再発行手続きを行ってください。(一般教育等A棟2階学務企画課教務第一係)

その後、生協ピーチユニオン1F(平日:10~17時)にて、仮ミールカードをお渡しします。

※学生証の再発行には、2,000円+消費税の手数料がかかります。

2025年度ミールカードをご利用のみなさまへ

コース変更、解約、中断について

利用規約の抜粋 (2025年度利用規約)

各種手続き、および相談窓口については下記のとおりです。
ご確認の上、各窓口にてお手続きをお願いします。

第10条 契約内容の変更・停止・解除

1. コースの変更

契約期間途中で1回限り利用コースの変更ができます。変更は一カ月単位となり、変更後も契約期間の満了日は当該年度の翌年3月31日です。受付は変更後の利用開始月の前月20日（土日祝日の場合は翌営業日）を締切とします。また、変更後の利用開始月が12月以降となるコース変更は受付しません。

変更の際には、コースごとの基準月額料金をもとに購入金額の差額を算定し、追加料金をお支払いいただくか、生協ウォレットへのチャージにより返金とします。

2. 利用停止措置

分割払いでの契約において、毎月指定日に口座引落ができなかった場合、予告なしに一時的にミールカードの機能を停止します。また、停止期間に使用できなかった金額についての補償等はありません。利用再開は滞納分のお支払完了後、3営業日以内となります。

3. 契約が解除となる場合

次の何れかに該当する場合は契約が解除となります。

- (1) 利用者が生協の組合員資格を失った場合。
- (2) 分割払いでの契約において、口座引き落としによる支払いに滞りが発生し、かつ支払いに応じない場合。ただし、滞納された支払い分については、ミールカードの利用状況に関係なくお支払いいただきます。
- (3) 複数回に渡り不正利用を行った場合。この場合、契約解除違約金10,000円（税別）を請求します。また、解除の日までのミールカード累計利用金額が購入金額（分割支払いの場合は支払い済み金額）を上回った場合はその差額を請求します。

第11条 途中解約

契約期間途中でであっても、生協所定の手続きによる申請により途中解約を月単位で受け付けます。コースごとの基準月額料金をもとに、以下に定める方法で精算します。受付は解約月の20日（土日祝日の場合は翌営業日）を締切とします。また、解約をした当該年度内に再度の申し込みを行うことはできないものとします。

1. 学事等による途中解約

中途退学、休学、長期留学、傷病での長期入院等により、ミールカードを利用できなくなった場合には、解約月までのミールカード累計利用金額による実費精算とします。

- (1) ミールカード累計利用金額が購入金額（分割支払いの場合は支払い済み金額）を下回った場合はその差額を返金するものとします。
- (2) ミールカード累計利用金額が購入金額（分割支払いの場合は支払い済み金額）を上回った場合はその差額を請求するものとします。
- (3) この申請を受けた場合、生協は利用者に対して解約理由を証明する資料の提示を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。
- (4) 返金は、中途退学の場合は原則として利用者の父母等（組合員の父母もしくは生計維持者、以下同じ）の銀行口座に振込にておこないます。その際の振込手数料はご負担いただきます。中途退学者以外は原則として生協ウォレットへのチャージにより返金とします。

2. その他の理由（利用者の自己都合等、卒業含む）による途中解約

- (1) 解約月までのミールカード累計利用金額が、解約月までの利用月数×基準月額料金を下回った場合はその差額の返金はありません。
- (2) 解約月までのミールカード累計利用金額が、解約月までの利用月数×基準月額料金を上回った場合はその差額を請求するものとします。
- (3) 解約後の未利用月数×基準月額料金を返金するものとします。ただし、分割支払いの場合は支払い済み金額があった場合に限りです。
- (4) 解約事務手数料として5,000円（税別）を請求するものとします。
- (5) 第11条第2項（1）～（4）を合計し、返金または請求を行います。返金の場合、原則として生協ウォレットへのチャージにより返金とします。

第12条 学事による中断措置

海外への短期留学、実習など、学事等に関わる事由により利用できない期間が数ヶ月にわたって発生する場合は一カ月単位でミールカードの中断措置ができます。コースごとの基準月額料金をもとに、中断措置期間の月数分の基準月額料金を原則として生協ウォレットへのチャージにより返金とします。返金は利用再開月の15日までにを行います。この申請を受けた場合、生協は利用者に対して中断理由を証明する資料の提示を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。

【各種お手続き・ご相談の窓口】

- (1) 受付店舗 津島：ピーチカフェテリア4F、鹿田：コジカショップ
- (2) 受付時間 平日 14～17時
- (3) 受付方法 ご利用者本人が、窓口にて申し出いただき、既定の書類に必要事項を記入することで受け付けるものとします。

以上

○利用規約の全文については「marucoマイページ」内で確認いただけます。

- ①マイページ内「ミールカード」のアイコンをタップ(クリック)
- ②ミールカードのページ内「すべての契約を見る」をタップ(クリック)
- ③契約期間が『(利用開始日)～2026年03月31日(火)』の契約の中の「利用規約」をタップ(クリック)

在学生向けの
総合窓口WEBサイト
maruco

